

厚生労働省説明資料

仕事と子育ての両立支援策の方針について

〔平成13年7月6日〕
閣議決定

以下の施策を、基本的には平成13・14年度に開始し、遅くても平成16年度までに実施する。

これらの事業については、特段の配慮をし必要な予算を確保し、緊急に実施する。

なお、実施に当たっては、子供のしあわせを第一に考え、そのためにも、保育、小児医療、教育等の関係者の意見を十分聴きながら、実施することとする。

I. 両立ライフへ職場改革

1 基本方針

- (1) 各企業が、仕事と子育ての両立がしやすい多様な雇用形態や処遇、弾力的な労働時間制などに一層積極的に取り組む。そのため、政府としても各種支援・要請を行うとともに、税務上も円滑な対応に努める。
- (2) 育児休業制度ならびに出産休暇の十分な活用を求める。とりわけ男性の育児休業取得を奨励するとともに、父親の出産休暇の全員取得をめざす。（「父親の産休5日間」）
- (3) 企業の両立指標を開発・公表する。また、各企業に両立支援の風土を育てるため、経営者や幹部の研修を推進する。
- (4) 労働契約の形式上期間雇用者であっても、実質上期間の定めなく雇用されている者については、育児休業の対象となることを明確化する。

2 具体的目標・施策

- (1) 各企業等の取組に対する支援
 - ・ 事業主が、所定外労働時間の削減を図り、また、フレックスタイム制や短時間勤務等を導入できるよう積極的に支援を行う。
 - ・ 待遇面や仕事の内容は正社員と同じで勤務形態が短い、短時間正社員の制度について制度導入を支援する。

- ・ 企業の両立支援への取組にかかる福利厚生費については、損金に算入する。
 - ・ 女性のキャリアプランの確立の支援に努める。
 - ・ 求人の年齢制限緩和に向けた取組を促進する。
- (2) 育児休業制度と出産休暇の十分な活用
- ・ 育児休業制度の広報を一層積極的に行い、男性の育児休業取得を奨励する。また、配偶者の出産時における父親の出産休暇について、育児休業の制度を活用して取得が可能であることを広くPRする。
- (3) 企業の評価・研修
- ・ 企業の両立指標の開発に着手し、できるだけ早く結果を公表する。
 - ・ 各企業のトップや幹部に対して、両立支援の風土を育てるための事業・研修を実施する。
- (4) 期間雇用者への対応
- ・ 事実上期間の定めなく雇用されている者が、育児休業を取得しやすくなるような指針を策定する。

Ⅱ. 待機児童ゼロ作戦 ―最小コストで最良・最大のサービスを―

1. 基本方針

- (1) 待機児童の解消をめざし、潜在的な需要を含め、達成数値目標及び期限を定めて実現を図る。特に、待機児童の多い都市の保育施設を重点整備する。
- (2) 保育の拡充は公立及び社会福祉法人立を基盤としつつ、さらに、民間活力を導入し公設民営型など多様化を図る。また、自治体等の適正な基準を満たした施設の設置は迅速に行う。
- (3) 学校の空き教室など利用可能な公共施設は保育のために弾力的に活用する。また、駅など便利な拠点施設を保育に活用するための支援や助成を行う。

2. 具体的目標・施策

・ 待機児童ゼロ作戦

保育所、保育ママ、自治体におけるさまざまな単独施策、幼稚園における預かり保育等を活用し、潜在を含めた待機児童を解消するため、待機児童の多い都市を中心に、平成14年度中に5万人、さらに平成16年度までに10万人、計15万人の受け入れ児童数の増大を図る。施設の運営は民間を極力活用し、

最小コストでの実現を図る。

- ・ 新設保育所については、学校の空き教室等の既存の公的施設や民間施設を活用して社会福祉法人、企業、NPO等をはじめ民営で行うことを基本とする。
- ・ 上記民営保育所の整備を促進するため、引き続き会計処理の柔軟化を進めるとともに、公有財産の利用等の環境整備を行う。また、待機児童のいる市町村は公設民営保育所整備計画の策定に努める。
- ・ 保育所の定員の弾力化や設置基準の緩和、保育所・保育施設を併設した各種施設を増やすための支援を行うとともに、地方公共団体は基準を満たした保育所の設置認可を迅速に行なう。

Ⅲ. 多様で良質な保育サービスを

1 基本方針

- (1) 病院や診療所における病児・病後児保育及び保育所における病後児保育を一層推進するとともに、延長保育や入園時期の弾力化、育児休業中の上の子の受け入れなどの柔軟な受け入れを実現する。
- (2) 民営型保育所の参入による多様できめ細かなサービスの展開や公立保育所の終業時間後の民間による補足サービスなど、民間の資源も活用した良質なサービスを供給し選択の幅を拡大する。
- (3) 保育や育児に関連する各自治体の創意工夫を奨励し、各種モデル事業に対し財政的措置を講じる。また、好事例に関して情報ネットワークを通じて広く紹介する。
- (4) 利用者が保育内容を十分把握できるよう、現行法令に基づき経営主体に対して十分な情報開示を義務づける。また、地域の育児に関する情報を各地域の実情に応じて利用しやすい形で提供する。

2 具体的目標・施策

(1) 保育所等のサービスの多様化

- ・ 病児、病後児保育を推進するため、市町村は必要な地域全てにおいて、関係者間の協議をすすめる。
- ・ 現在17%の公営保育所における延長保育の民営なみ(62%)の実施をめざし、一時保育、休日保育等多様なサービスの実施の倍増以上をめざす。また、公営保育所における民営での延長サービスの実施など、必要に応じて公と民が協力

してサービスを実施する。

(2) 地域の実情に応じた取組の推進

- ・ 駅前や商店街等における各種保育サービスや郊外の保育所への送迎サービスの提供等、地域の実情に応じた保育を発展させるため必要な助成を行い、地域に即した取組を促進するため、特に重点地区でのモデル事業を支援する。

(3) 保育に関する情報の提供

- ・ 保育に関する各自治体の好事例について広く情報提供する。
- ・ i-子育てネット等を活用し、提供される保育サービスに関する内容・第三者評価や各種子育て支援情報をユーザーの立場に立った、わかりやすい形で情報提供する。

IV. 必要な地域すべてに放課後児童対策を

1 基本方針

- (1) 大都市周辺部の放課後児童対策が必要な全ての地域で学校・児童館等に学童のための居場所を確保し、時間的にも保育所と同等のレベルを確保しつつ、ニーズに応じた弾力的な放課後児童対策を推進する。
- (2) 運営は公的な責任の下に民間の活用を図り、豊富な経験をもった地域のさまざまな人材を活用する。

2 具体的目標・施策

(1) 放課後の居場所拡充計画

放課後児童クラブや地域の全ての児童に居場所を確保する事業などの放課後児童の受け入れ体制を大都市周辺部を中心に整備し、平成16年度までに、全国で15000箇所とする。受け入れ体制の整備に当たっては、公的施設を活用するとともに、運営は民間主体を極力活用し、最小コストでの最大のサービスの実現を図る。

- ・ 放課後児童対策のための施設の新設に当たっては、学校の空き教室など、利用可能な施設を利用し、公設民営方式等による柔軟な運営を推進するとともに、高齢者等の地域の人材を活用することを基本とする。
- ・ 市町村は、民間主体やコンペ方式などを活用し、子どもの発育に役立つプログラムを提案してもらい、内容においても適切な実施を確保する。

(2) 情報の提供

- ・ 施設に関する必要な情報について、ユーザーの立場に立っ

た、わかりやすい形での提供を行う。

V. 地域こぞって子育てを

1 基本方針

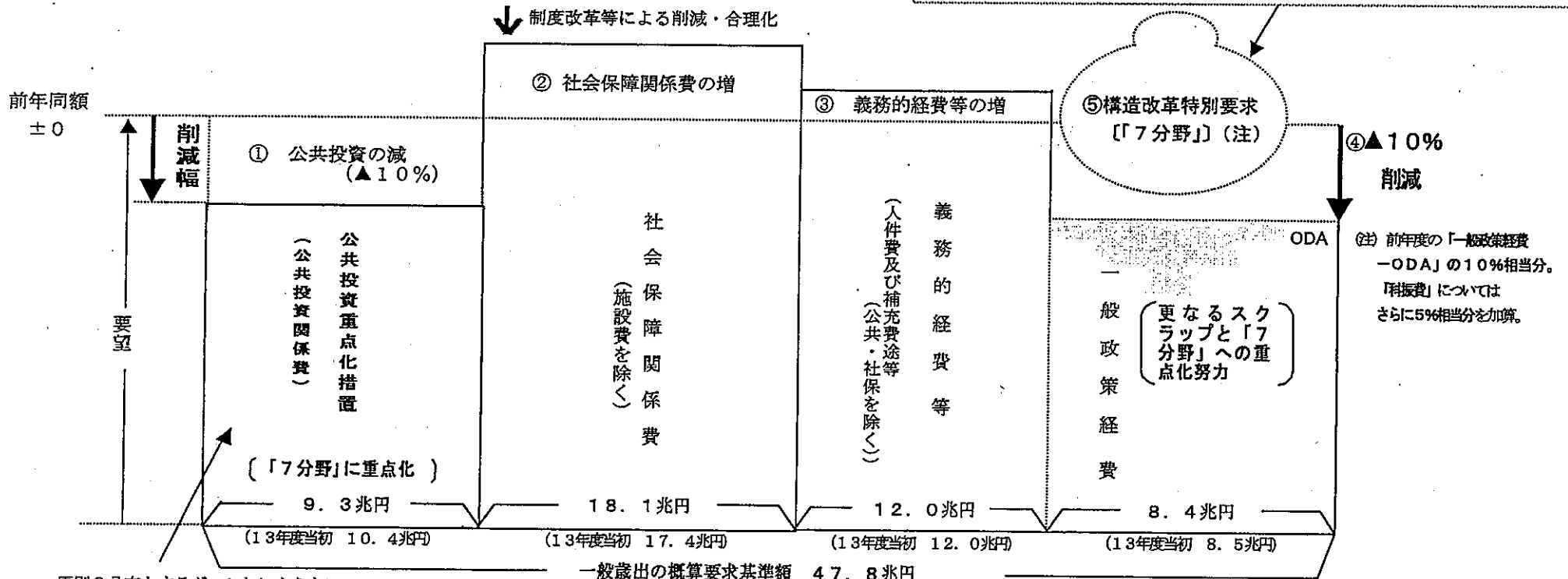
- (1) ファミリー・サポート・センターを整備するとともに、良質なベビーシッターの紹介や保育ママの支援など、地域の実情に応じた多様な家族支援サービスを充実させる。
- (2) 幼稚園における子育て支援を充実するとともに、学生や生徒が男女共同参画社会の担い手として子育て支援を体験するボランティア活動の機会を作る。
- (3) 保育所等が組み込まれた職住近接のまちづくりを促進するため、保育所を組み込んだまちづくりを行うとともに、都市近郊からの都心居住を促進する。

2 具体的目標・施策

- (1) 家族支援サービスの充実
 - ・ ファミリー・サポート・センターについて、必要な整備を進める。
 - ・ 良質なベビーシッター探しを支援するとともに、保育ママについてバックアップ体制を確立するなど推進する。
 - ・ 親に対する子育て支援サービス（子育て学習や相談体制の整備など）を充実させる。
- (2) 幼稚園における子育て支援の充実
 - ・ 希望のあるすべての幼稚園で「預かり保育」を実施できるよう推進する。
 - ・ 幼稚園における総合的な子育て支援活動（子育て相談や保護者の交流のための場の提供など）を推進する。
- (3) 地域における多様な子育て支援の充実
 - ・ 地域の多様な人材を子育て支援に活用する仕組みづくりを進める。
 - ・ 保育所や放課後児童の受け入れの現場体験を地域における学生・生徒の体験活動の大きな柱として位置付ける。
- (4) 職住近接のまちづくりの促進
 - ・ 若い親が居住できる、良質な賃貸住宅の供給を都心部において促進するとともに、利便性の高い場所での保育所等の立地を支援する。

平成14年度一般歳出の概算要求基準の考え方

・「7分野」に要求を限定するとともに、特殊法人等向け財政支出及びODAは対象外とする。
 ・構造改革特別要求に係る要求期限は9月末とし、予め、要求素案を内閣の会議・本部等において十分に精査する。



(注) 前年度の「一般政策経費-ODA」の10%相当分。「科振費」についてはさらに5%相当分を加算。

原則8月末とするが、これによらない相当の理由があると認められるものについては9月末とする。

(13年度当初 48.7兆円：公共事業等予備費(3,000億円)及び自賠責特会への繰入(2,000億円)を含む。)

概算要求基準の増減額 = ① + ② + ③ + ④ + ⑤

(参考) 13年度概算要求基準の増減額

① 公共事業関係費	±0億円
② 社会保障関係費	+7,500億円
③ 義務的経費等	+600億円
④ 控除額(非公共)	▲1,000億円
⑤ 日本新生特別枠(非公共)	+3,000億円
合計	+10,100億円

14年度概算要求基準の増減額

① 公共投資関係費	▲10,400億円
② 社会保障関係費(施設費を除く)	+7,000億円
③ 義務的経費等	+500億円
④ 一般政策経費削減額	▲8,500億円
⑤ 構造改革特別要求	+8,000億円
合計	▲3,200億円

(注) 概算要求基準の増減額計算においては、公共事業等予備費及び自賠責特会への繰入を除いている。
 なお、計数は、今後の整理により異動を生じる可能性がある。

平成14年度 厚生労働省概算要求・要望の姿(一般会計)

(単位: 億円)

平成13年度予算 180.421億円 + ※農林年金分 462億円 + 概算要求基準 6.172億円 + ☆構造改革特別要求 401億円 = 合計 187.455億円

+1,754億円	+2,700億円	+761億円	+310億円	+852億円	構造改革特別要求 (予定施策の提出) 401億円			0
○ 年 金 ※ [53.416]	○ 医 療 [72.083]	○ 介 護 [13.902]	○ 雇 用 [4,291]	○ 福 祉 ・ そ の 他 [29,377]	△33	△94	△78	● 公 共 投 資 関 係 費
● 社会保障関係費(施設費除く) 179,445億円					● 義 務 的 経 費 等 2,732	● 科 学 技 術 振 興 費 765 (施設費・義務的経費等除く)	● そ の 他 の 経 費 761	● 3,351

※ 農林年金分462億円を含む。

[]書は、13年度当初予算額である。

水道施設整備費	1,305
その他施設費	2,046

平成 14 年度概算要求の概要 (抄)

安心して子どもを産み育て、意欲を持って働ける 社会環境の整備

少子化が急速に進展する中、我が国の社会を安定させ、経済を活力あるものにするためには、子どものしあわせを第一に考え、児童の健全育成を図るとともに、安心して子どもを産み育てることができ、また、女性がその能力を十分に発揮することができる社会環境を整備することが重要である。

このため、多様な子育てニーズに対応し、保育サービスや仕事と家庭の両立支援策等を拡充するための新エンゼルプランを積極的に推進して、子育て家庭を支援する。特に、保育所の待機児童ゼロ作戦の推進、放課後児童の受入れ体制の整備等を重点的に進める。

母子家庭等については、その自立を総合的に支援することとし、併せて児童扶養手当制度の見直しを行う。また、児童虐待防止対策や配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策を充実する。

さらに、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図る。

1 保育をはじめとする子育て支援対策の充実

7, 145 億円

(1) 保育所の待機児童ゼロ作戦の推進

343 億円

○ 保育所の受入れ児童数の増大

322 億円

待機児童ゼロ作戦を推進するため、保育所受入れ児童数を約5万人増やす。特に需要の多い低年齢児（0～2歳児）の受入れの増を図る。

また、これに対応した施設整備を行う。

- (新) ○ 送迎保育ステーションの整備 2.6億円
 駅前等の利便性の高い場所に送迎保育ステーションを整備し、保育所への送迎サービスを実施する。送迎先の保育所の閉所後は、当該施設において集合型延長保育を行う。
- (新) ○ 駅前保育サービス提供施設等の整備 60百万円
 駅前等の利便性の高い場所に、保育所、保育所分園、送迎保育ステーション、地域子育て支援センター等の保育サービス提供施設を整備する場合、必要な準備経費を助成する。
- (新) ○ 認可外保育施設の認可化の促進 1.3億円
 一定の水準の質のサービスを提供する認可外保育施設が認可保育所に移行するに当たり、市町村が保育士を当該施設に派遣して保育内容の指導を行うなど、認可保育所への移行準備を支援する。
- 家庭的保育事業の促進 1.3億円
 ・夜間型家庭的保育の創設
 ・受入れ児童数の増(3人→補助者を配置する場合は5人)

(2) 放課後児童の受入れ体制の整備

- 放課後児童クラブの拡充 7.1億円
 大都市周辺部を中心に、放課後児童の受入れ体制を平成16年度までに全体として15,000か所とすることを目標に、国庫補助対象の放課後児童クラブを800か所増加させる。また、小規模クラブ(10人以上20人未満)について、その設置を促進するため、過疎地等の補助要件を撤廃する。さらに、学校週5日制に対応し、土日祝日も開設するクラブに対し補助を加算する。
 10,000か所 → 10,800か所

(3) 多様な保育サービスの提供

- 延長保育の推進 2.74億円
 9,000か所 → 10,000か所
- 休日保育の推進 2.3億円
 200か所 → 450か所

(4) 子育て家庭への支援の充実

- (新) ○ つどいの広場事業の創設 1. 6億円
公共施設内のスペースや商店街の空き店舗などの社会資源を活用し、育児に不安や悩みを抱える親などが気軽に集い交流できる場を提供するとともに、ボランティアによる相談等を実施する。
- 地域子育て支援センターの整備 4.1億円
2,100か所 → 2,400か所
- 一時保育の推進 2.3億円
2,500か所 → 3,500か所
- 乳幼児健康支援一時預かり事業 9.4億円
275市町村 → 350市町村
- 小児救急医療体制の整備 1.3億円
二次医療圏単位での小児救急医療体制の確保が困難な地域において、小児救急患者を広域で受け入れる「小児救急医療拠点病院」を新たに整備する。また、在宅当番医制事業における小児の初期救急対応のモデル的取組を推進する。
- 周産期医療体制の整備 2.9億円
周産期医療体制（母胎が危険な妊産婦や低出生体重児に適切な医療を提供する医療体制）の整備を推進するとともに、不妊専門相談センターの充実を図るなど、出産を望む女性に対する医療面の支援を拡充する。
周産期医療ネットワーク 20都道府県 → 28都道府県
不妊専門相談センター 30か所 → 36か所
- 子ども家庭総合研究の充実 8億円
小児・周産期医療に携わる小児科・産婦人科医師の育成に関する調査研究、生涯を通じた女性の健康支援に関する調査研究を実施する。
- 児童手当国庫負担金 1,917億円

2 仕事と家庭の両立支援対策の推進

97億円

育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備

97億円

○ ファミリー・サポート・センター事業の拡大

35億円

地域の子育て支援機能を強化するため、子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進する。

182か所 → 286か所（本部）

○ 家庭にやさしい企業（ファミリー・フレンドリー企業）の一層の普及促進

29億円

育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備を図るため、育児両立支援奨励金（仮称）の創設、シンポジウムの開催、企業表彰の実施など「家庭にやさしい企業」の普及促進に総合的に取り組む。

3 児童虐待防止対策の充実

34億円

（1）虐待の発生予防、早期発見・早期対応に向けた体制の充実

8.3億円

（新）○ つどいの広場事業の創設（再掲）

1.6億円

（新）○ 家庭訪問等身近な地域での支援事業の実施

2.5億円

児童相談所や児童家庭支援センターと連携する子ども家庭支援員制度を創設し、同支援員が軽度な被虐待経験等の問題を抱える家庭に対し、訪問などによる育児相談・支援等を行う。

また、児童家庭支援センターの設置要件を緩和し、市町村事業としてモデル的に実施する。

○ 児童委員の虐待防止活動への取組の促進

1.1億円

すべての児童委員を対象として、3年に1度の改選に当たり、虐待防止のための実践的な活動方法や技法等を習得するための研修会を開催し児童委員活動の質の向上を図る。

- (新) ○ 一時保護所（児童相談所）の体制強化及び児童虐待対応機関の連携強化 1. 1億円

一時保護所（児童相談所）のうち一定規模以上のものに主任児童指導員を配置し、処遇の質の向上を図る。また、各地域において、児童相談所や保健所など児童虐待に関連する機関が連携して対応するための独自のマニュアルを作成する。

(2) 児童の保護と保護者等への指導体制の充実 1.6億円

- (新) ○ 里親制度の充実 1億円

被虐待児等に対する専門的な援助技術を持った専門里親（仮称）制度を創設する。専門里親に対し研修を実施し、専門的技術を持った専門里親に一定期間（2年以内）子どもの養育を委託することにより、早期の家庭復帰を目指す。

また、里親に対する養育相談や、一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）を行う里親支援事業を実施する。

- 被虐待児の個別対応職員の配置の拡充 7.4億円

虐待を受けて乳児院へ入所した乳児等をできるだけ早く家庭に帰し、家庭で適切な養育が受けられるよう、親等に対して育児指導・相談を専門的に行う職員を乳児院に配置する。

4 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対応の充実 1.2億円

- (新) ○ 婦人相談所の機能強化及び一時保護委託制度の創設 3.5億円

婦人相談所において、休日・夜間の相談体制の強化を図る。また、一定の基準を満たす民間施設（民間シェルター）等に対し被害者の一時保護を委託する制度を創設するとともに、婦人相談所と福祉事務所や民間施設等との連絡会議を開催するなどの連携の強化を図る。

- (新) ○ 一時保護所（婦人相談所）及び婦人保護施設への心理療法担当職員の配置 68百万円

被害者への心のケア対策として、一時保護所（婦人相談所）や婦人保護施設に心理療法担当職員を配置する。

- (新) ○ 婦人相談所職員等への専門研修会の実施 2 百万円
 婦人相談所、婦人保護施設、福祉事務所等において被害者の相談等に
 従事する職員に対し、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレン
 ス）に関する専門研修を行う。

5 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保 1 8 億円

(1) 女性の能力発揮促進のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進 1 0 億円

- ポジティブ・アクション推進協議会の活動の拡充 1 7 百万円
 経営者団体と連携して、ポジティブ・アクションの取組を全国的に広
 く普及するため、地方における取組を強化することとし、都道府県レベ
 ルの地方推進協議会を設置する。

(2) 実質的な均等取扱いの確保対策の充実 1. 7 億円
 ・ 間接差別に対する検討

(3) 再就職対策の推進 2 6 百万円
 ポジティブ・アクションとしての再就職モデル開発事業の推進

6 パートタイム労働対策の推進 2 3 億円

(1) 短時間労働者雇用管理改善等援助事業の推進 2 3 億円

(2) 短時間労働者対策基本方針の改定などパートタイム
 労働対策の見直し 1 1 百万円

7 総合的な母子家庭等対策の推進

- 母子家庭等の自立支援対策と児童扶養手当制度の見直し 2, 6 9 2 億円
 母子家庭等の自立を支援するため、自立に向けた相談機能の強化、就
 労支援策の充実、子育て支援策や生活環境の整備等の対策を総合的に推
 進する。併せて、児童扶養手当制度の見直しを行う。

安心して働ける環境づくり

経済社会の構造変化の中で、労働者が安心して働ける環境を整備していくことは引き続き重要な課題である。

このため、多様な働き方を可能とする労働環境の整備、健康で安心して働ける職場づくり、労働関係の個別化・複雑化の中で安心して働ける条件整備等の方策を推進する。

多様な働き方を可能とする労働環境の整備

57百万円

在宅就業対策の推進

○ 在宅就業対策の推進

57百万円

在宅就業を支援するため、自己診断システムによる在宅就業者の基礎的な能力の評価結果に係る情報や能力向上のための教育訓練制度情報などをインターネットにより提供する。

構造改革特別要求（少子高齢化への対応）

- (新) ○ 待機児童解消のための保育施策の推進等 1.6億円

待機児童ゼロ作戦の推進等、時代のニーズに応えた保育施策を推進するため、待機児童解消のための先進的な保育施策の取組事例等を収集した資料集の作成、都道府県、市町村、保育所等による保育施策推進のための協議会の開催、認可外保育施設や保育士に関する広報啓発等を実施する。

また、主任児童委員に対して、保育や虐待の専門的研修を実施する。

- (新) ○ 少子化への対応と子育て支援策等に関する調査研究の推進 30百万円

少子化が進む我が国の現状とその要因について分析し、我が国社会に与える影響等を調査する。また、少子化の進行と子育て支援策との関係について、国民の意識とニーズを調査する。

目次

- 第1 構造改革を着実に進めるための労働市場政策の展開
 - 1 不良債権の最終処理等に対応した雇用面のセーフティネットの整備
～就職支援特別対策パッケージの発動～
 - 2 サービス分野を中心とした良好な雇用機会の創出等
 - 3 労働市場の基盤整備

- 第2 人材大国の確立を目指した人材育成の推進
 - 1 人材大国を創造する先導的な取組の推進
 - 2 人材大国を支える職業能力開発の基盤整備
 - 3 人材大国を担う若年者の育成

- 第3 安心して子どもを産み育て、意欲を持って働ける社会環境の整備
 - 1 保育をはじめとする子育て支援対策の充実
 - 2 仕事と家庭の両立支援対策の推進
 - 3 児童虐待防止対策の充実
 - 4 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策の充実
 - 5 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保
 - 6 総合的な母子家庭等対策の推進

- 第4 国民が安心・信頼してかけられる医療の確保
 - 1 先端的科学技術を活用した医療の展開
 - 2 医療の質の向上を目指した医療提供体制の充実
 - 3 医薬品・医療用具の安全性の確保
 - 4 安定した医療保険制度の確立

- 第5 健やかで安全な生活を送るための施策の推進
 - 1 C型肝炎緊急総合対策の推進
 - 2 心身ともに健やかな生活を支える取組
 - 3 食品の安全対策の強化
 - 4 安全でおいしい水道水の安定供給
 - 5 麻薬・覚せい剤等対策

第6 障害者の自立・社会参加・雇用の推進と良質な福祉サービスを提供するための体制整備

- 1 障害者雇用対策の推進
- 2 障害者保健福祉施策の推進
- 3 良質な福祉サービスの提供と地域福祉の推進
- 4 社会的支援が必要な者の自立に向けた取組

第7 活力ある高齢社会の実現と介護保険制度の着実な実施

- 1 高齢者が生き生きと働き、参加できる社会の実現
- 2 介護保険制度の着実な実施と基盤整備等関連施策の推進
- 3 長期的に安定した信頼される年金制度の構築

第8 安心して働ける環境づくり

- 1 多様な働き方を可能とする労働環境の整備
- 2 健康で安心して働ける職場づくり

第9 国際社会への積極的な貢献

第10 各種施策の推進

- 1 ハンセン病対策の推進
- 2 生活衛生関係営業の指導及び振興の推進
- 3 戦傷病者・戦没者遺族の援護等
- 4 中国残留邦人等の支援
- 5 原爆被爆者の援護
- 6 電子政府実現のための基盤整備
- 7 行政ニーズに対応した統計調査の実施

児童福祉法の改正について（案）

改正の趣旨

都市化の進行及び家族形態の変容等児童を取り巻く環境が大きく変化し、児童の健やかな成長に影響を及ぼすおそれのある事態が生じていることにかんがみ、地域において児童が安心して健やかに成長することができる環境を整備するため、認可外保育施設に対する監督の強化等を図るとともに児童委員の職務の明確化及びその資質の向上を図る。

1 認可外保育施設に対する監督の強化等

①施設の把握

認可外保育施設を設置したものの届出制の創設

②利用者への情報提供の強化

事業者は、認可外保育施設の運営等に関し、毎年状況報告を行わなければならないこととする。都道府県及び市町村は連携して、認可外保育施設のサービス内容等に関する情報提供を行うものとする。

重要事項の掲示・書面交付など事業者の利用者に対する情報提供措置を整備

③悪質な施設の排除の徹底

現行法に規定されている「事業停止命令・閉鎖命令」に加え「勧告・公表」を監督手段として規定し、より実効性の高い認可外児童福祉施設の監督が行えるようにする。

④効率的な保育サービスの提供の推進

保育需要の増大している市町村は、公有財産の貸し付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、保育の供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

⑤保育士の名称独占等

認可外保育施設を含めた保育の質の向上のため、保育士の資格を国家資格とし、業務の定義、知事による試験・登録の実施等に関する規定を整備し、保育士でないものが保育士を称することを禁止する等の措置を講ずる。

2 児童委員の活動の活性化

①児童委員の職務の見直し等

地域における子育て支援の観点から児童委員の職務を見直し、児童福祉施設・児童の健やかな育成活動を行う者との連携・支援、健全育成の気運の醸成等を業務に追加するとともに、資質の向上のための研修の充実を図る等の規定を整備する。

②主任児童委員の法定化

児童福祉について大きな役割を果たしている主任児童委員を法律上明確に位置づける。

3 施行期日

1) 認可外保育施設等に関する監督強化

公布後1年以内で政令で定める日

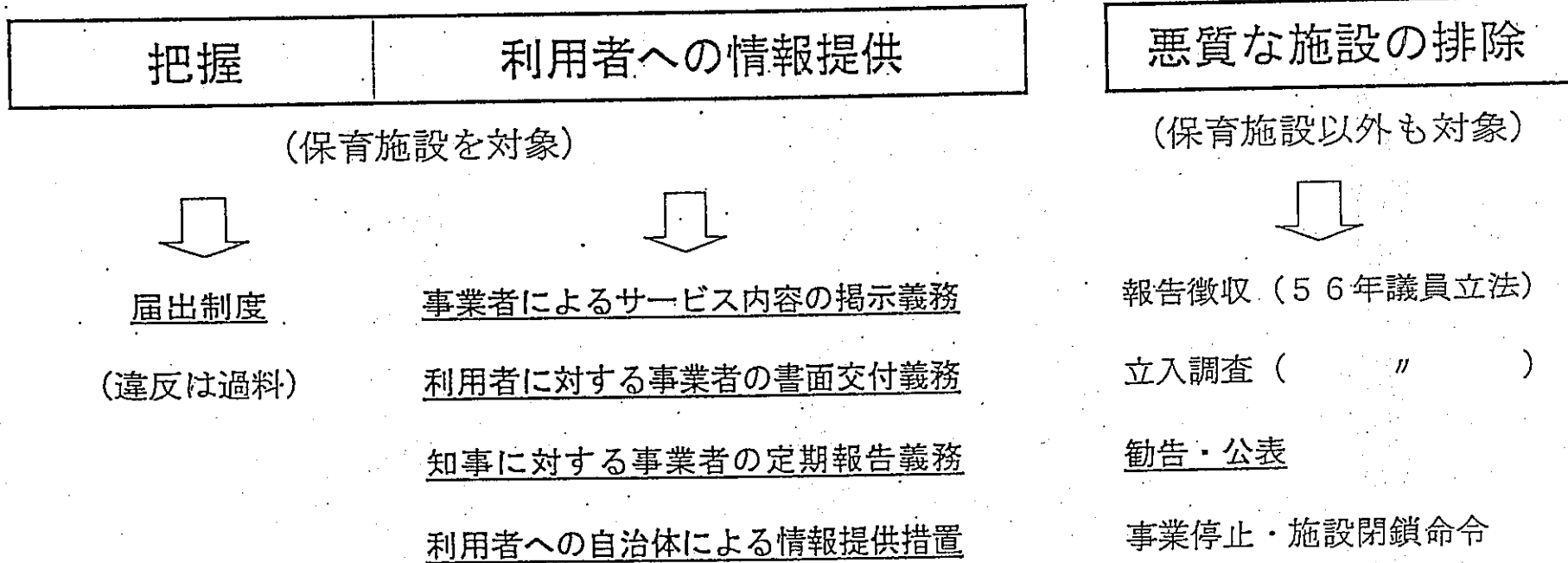
効率的な保育サービスの提供の推進については、公布の日

保育士の名称独占等については、公布後2年以内で政令で定める日

2) 児童委員の活動の活性化

平成13年12月1日

－認可外保育施設に対する監督の強化－



※ 下線・・・新たに導入する規定

※ 民主党案は、認可外児童福祉施設に対する届出制度 (違反は罰金) のみ

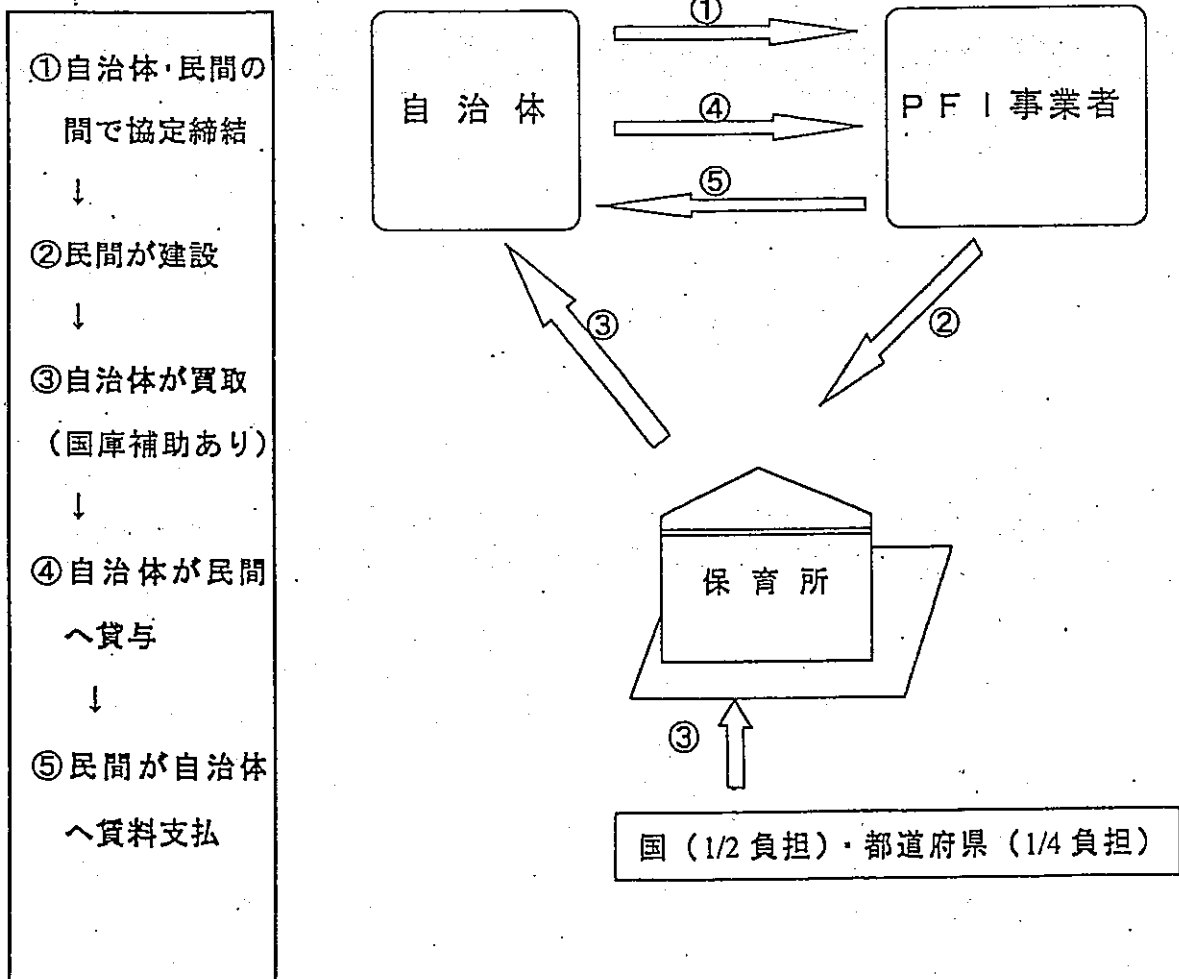
自治体・民間で連携した保育所整備について

社会福祉法人への貸与を目的に自治体が保育所を整備する場合

地方自治体が、社会福祉法人へ貸与することを目的に保育所を整備。(自治体の整備費用を国庫補助することについて概算要求中)

PFI・BTO (Build・Transfer・Operation) 方式により保育所を整備する場合

地方自治体と協定を結んだPFI事業者が、資金調達、施設建設を行った後、直ちに地方自治体が施設を買取ってもらい、施設の貸与を受けて事業を行う。(自治体の買取費用を国庫補助することについて概算要求中)



— 保育士資格の法定化 —

悪質な認可外施設対策

(保育士の社会的信用にただ乗りする悪質な認可外保育施設が存在)

子育て支援の推進

(地域社会の子育て支援のための業務を実施することが求められている)

資格制度の整備

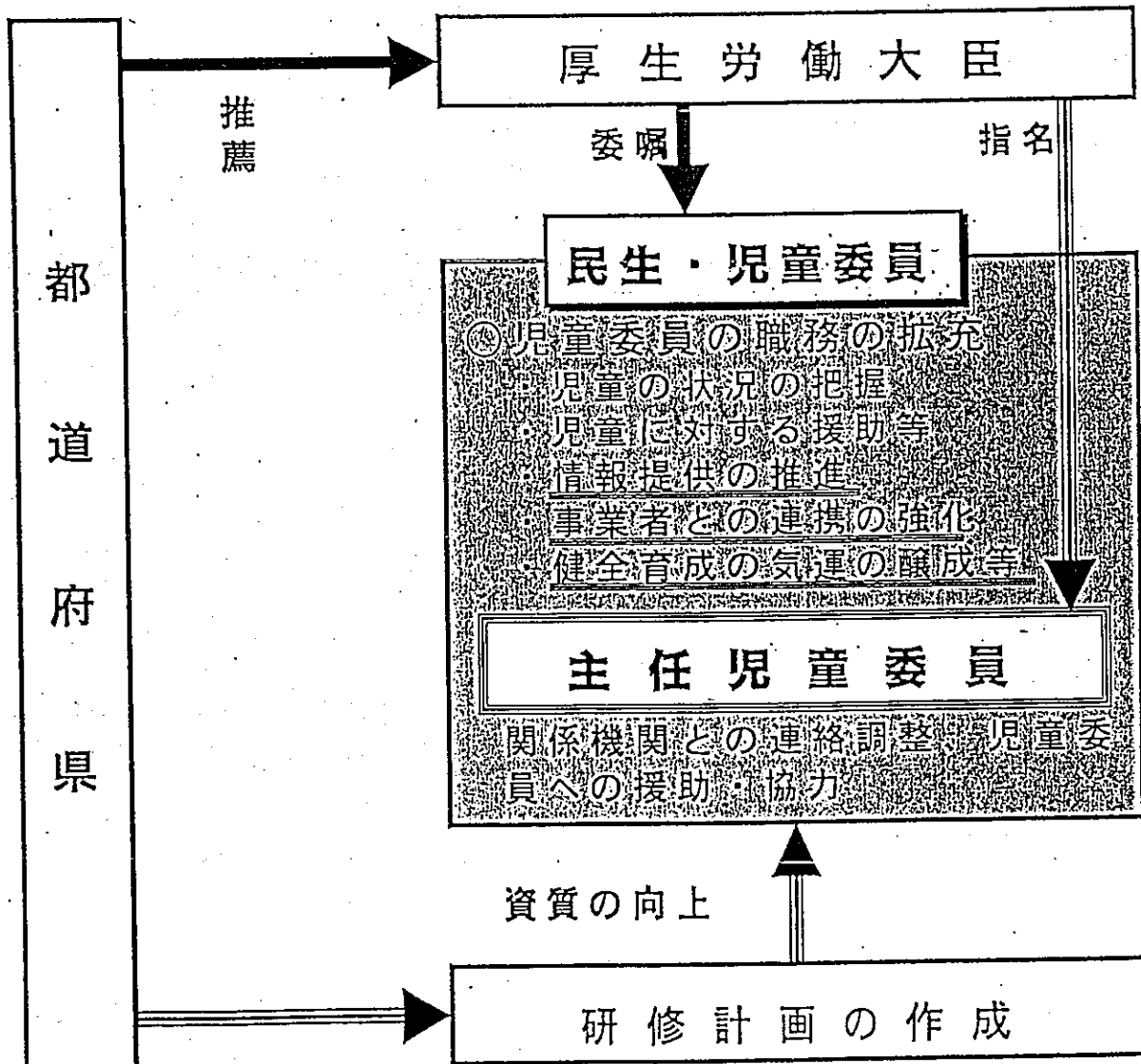
・ 保育士でない者に保育士の
名称使用禁止

・ 保育士の質の向上
守秘義務
信用失墜行為の禁止

児童委員の活動の活性化について

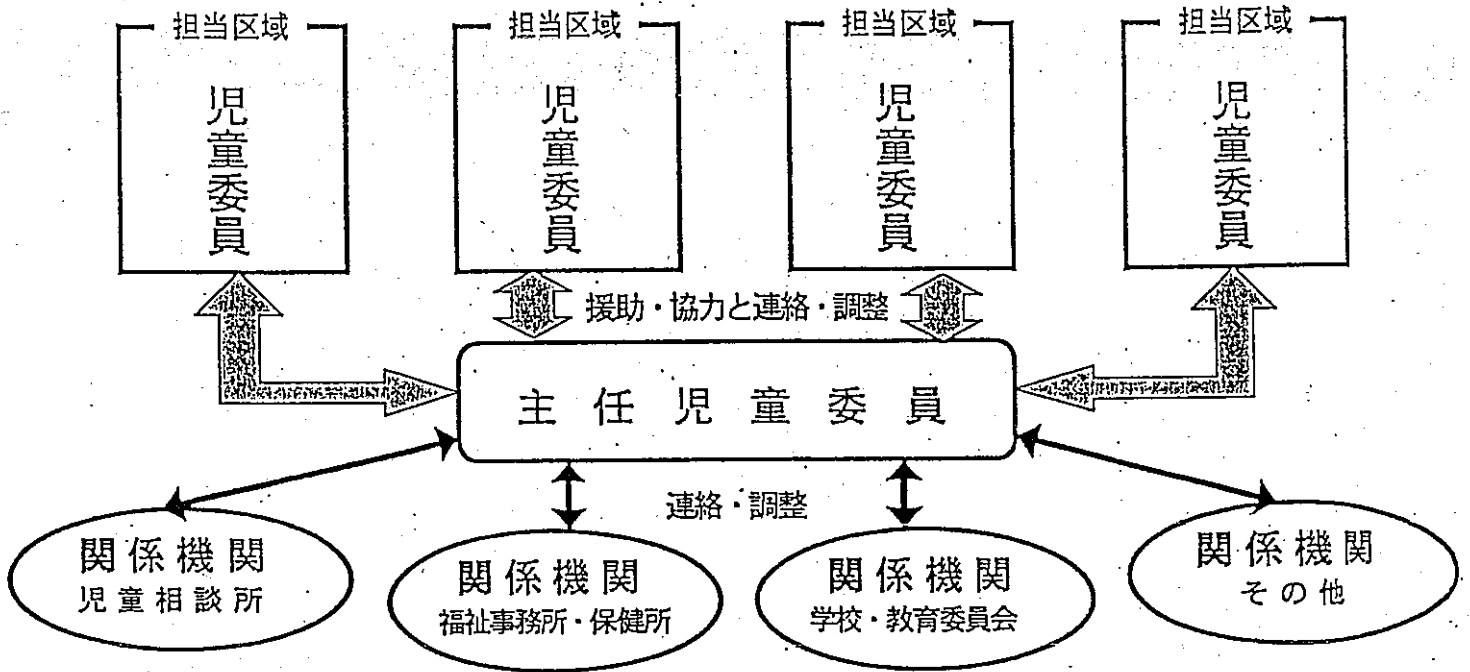
○児童委員活動の一層の活性化を図るため、児童委員の職務の拡充、主任児童委員の法定化を行うとともに、今後、民生・児童委員の増員を図っていく。

改正イメージ



※**====**は改正事項

主任児童委員と児童委員の関係



(参 考)

○ 民生・児童委員 定数 202, 369名

○ 主任児童委員 定数 14, 455名

(平成10年12月1日現在)

参 考 资 料

児童委員に係る現状

1 法令上の位置付け

児童委員は、市町村の区域に置かれ、民生委員法に基づく民生委員を兼ねる（児童福祉法第12条）。

2 概況

(1) 身分

- ・ 都道府県知事（指定都市及び中核市の市長）の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱。
- ・ 任期は3年。（次期改選は、平成13年12月1日）
- ・ 給与は支給されない。
ただし、民生委員手当及び児童委員手当（実費弁償費）として、あわせて年60,300円支給（地方交付税の積算上）。
- ・ 定数202,369名

(2) 活動内容

民生委員・児童委員は、担当区域において、生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法などに基づいて、地域の実情の把握、地域での相談・援助活動、行政事務への協力等を行う。

(3) 主任児童委員

- ・ 局長通知により平成6年から制度化。
- ・ 主任児童委員は、民生委員・児童委員のうちから児童福祉に関する事項を専門的に担当する者として都道府県知事が委嘱。
- ・ 定数14,455名（本年12月の改選から、定数約6,000人増）

認可外保育施設に係る現状

1 法令上の位置付け

児童福祉法において、都道府県・政令市・中核市に立入調査権限が付与され、悪質な施設に対しては事業停止・施設閉鎖命令を発動。

2 概況

認可保育所	認可外保育施設
<p>施設数</p> <p>22千カ所</p> <p>児童数</p> <p>1,921千人</p>	<p>6千カ所（1千カ所）</p> <p>169千人（25千人）</p> <p>※事業所内保育施設は除く。 ※（ ）内はベビーホテルの数値</p>
<p>最低基準(省令)上の配置基準</p> <p>・保育士のみ</p> <p style="text-align: right;">児童：保育士</p> <p>0歳 3 ： 1</p> <p>1・2歳 6 ： 1</p> <p>3歳 20 ： 1</p> <p>4歳以上 30 ： 1</p>	<p>指導監督基準(通知)</p> <p>・1/3は保育士又は看護婦</p> <p>・保育従事者数は同左</p>
<p>最低基準(省令)上の面積基準</p> <p>0、1歳 1.65m²（乳児室）</p> <p> 3.3 m²（ほふく室）</p> <p>2歳以上 1.98m²（保育室）</p> <p>・屋外遊戯場、医務室、調理室</p>	<p>指導監督基準(通知)</p> <p>全年齢 1.65m²</p> <p>・調理室</p>

※平成12年12月現在

保育士に係る現状

1 法令上の位置付け

保育士とは、児童福祉施設において児童の保育に従事する者として規定。以下のいずれかに該当する者を充てる。

- ・厚生労働大臣の指定する保育士養成施設を卒業
- ・各都道府県が実施する保育士試験に合格

(児童福祉法施行令第十三条)

2 概況

(1) 保育士養成施設卒業者等

	11年度	累計(昭和24年度~)
保育士養成施設卒業	32千人	1,078千人
保育士試験合格者 (受験者)	3千人 (32千人)	299千人 —
合計	35千人	1,377千人
保育士養成施設数	333か所	—

(2) 児童福祉施設における保育士数

年度	総数	うち保育所
昭60	21万人	19万人
平4	22万人	21万人
9	25万人	24万人
10	27万人	25万人
11	28万人	26万人

関 連 資 料

保育施策

○ 保育所の概要

1.趣旨

保育所は、児童福祉法に規定する児童福祉施設で、共働き家庭や単親家庭等の「保育に欠ける」乳幼児を保育する施設

基本的な保育に加え、延長保育、休日保育、障害児保育、一時保育、病後児保育、地域子育て支援センターなどの事業を行う保育所もある

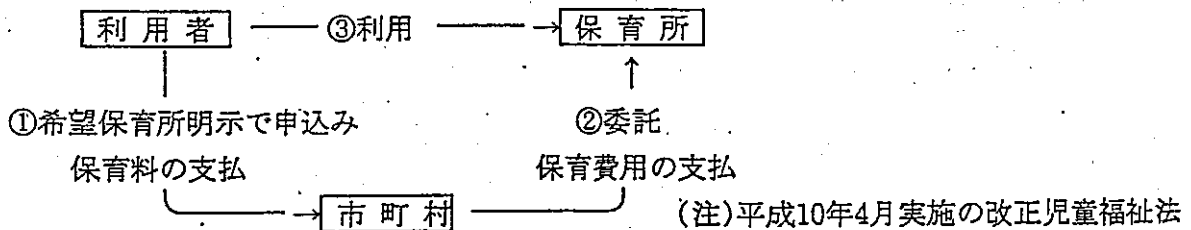
2.対象と手続

(対象)0歳から就学前の「保育に欠ける」児童

(手続)保護者が希望する保育所を選択して市町村に申込み

市町村は、希望の保育所で保育を実施

希望が供給を上回る場合には、公平な方法で選考



3.開所時間等

原則、週6日、各日11時間開所 (例 7:00~18:00)

夕方や夜間などの延長保育、休日保育等を行う保育所もある

(延長保育：8,052カ所、休日保育：152カ所で実施。平成12年4月)

4.保育内容

「保育所保育指針」に基づき、児童の発達に応じた養護と教育を提供

※「保育所保育指針」は、「幼稚園教育要領」と整合性を図っている

5.施設数及び利用児童数

22,200か所 市町村立6割、私立4割
約180万人(平成12年4月)

6.保育費用、保育料等[国基準]

(配置基準)0歳児 3人に保育士1人、1～2歳児 6人に保育士1人、
3歳児 20人に保育士1人、4歳以上児 30人に保育士1人
(保育費用)児童1人1月当たり15.6万円(0歳児)～3.8万円(4歳以上児)
(財源構成)概ね、保護者が払う保育料と公費が各1/2
公費は、原則、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

(保育料)保護者の所得に応じ、1月当たり、最高8万円又は保育費用額まで

		運営関係費用		整備関係費用	
1.6兆円	保護者負担 69百億円	市町村	原則1/4 23百億円	設置者	国 1/2
		都道府県	原則1/4 23百億円	1/4	
		国	原則1/2 45百億円	都道府 県 1/4	

(注)13年度予算ベース

※地域の実情に応じて、地方単独事業が行われている
保護者負担分の軽減、保育士等の配置の上乗せなど

7.保育所の認可、監督

保育所の認可及び監督は、都道府県・政令指定都市・中核市の事務
認可を受けていない保育所に対する指導監督も同様

少子化の進行と新エンゼルプラン

- 我が国の少子化の要因は、晩婚化・未婚化
- 女性の社会進出が進んで選択肢が広がるなどの状況変化の中、社会的活動（仕事など）と家庭生活（子育てなど）との両立の負担感の増大が背景
- 保育サービスは、共働き夫婦などの育児負担を軽減し、この両立を可能にするもの
- 少子化対策としても拡充が求められている



- 平成6年12月、緊急保育対策5か年事業(7～11年度)を策定
- 平成11年12月、新エンゼルプラン(12～16年度)を策定

○緊急保育対策等5か年事業 7年度から11年度

実績は、低年齢児受入枠の拡大、延長保育、放課後児童健全育成事業の推進などについて概ね目標値を達成

○新エンゼルプラン 12年度から16年度

緊急保育対策等5か年事業の後を受けて策定

保育、母子保健、働き方、雇用、住宅、教育などの各分野にわたる少子化対策の具体的実施計画

大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治の6大臣の合意により、平成11年12月策定
保育関係の基本的方向は以下のとおり

- ・低年齢児の受入枠の拡大＝保育サービス量の拡充
- ・延長保育などの多様な保育サービスの普及
- ・在宅の乳幼児も含めた子育て支援の充実

○少子化対策臨時特例交付金

少子化対策のため11年度に2千億円を市町村に配分 [用途は市町村の裁量]

2千億円のうち保育所関係が約1千3百億円 [13年度までに保育所等を整備]

少子化対策臨時特例交付金を契機とする供給増は、約4万人分

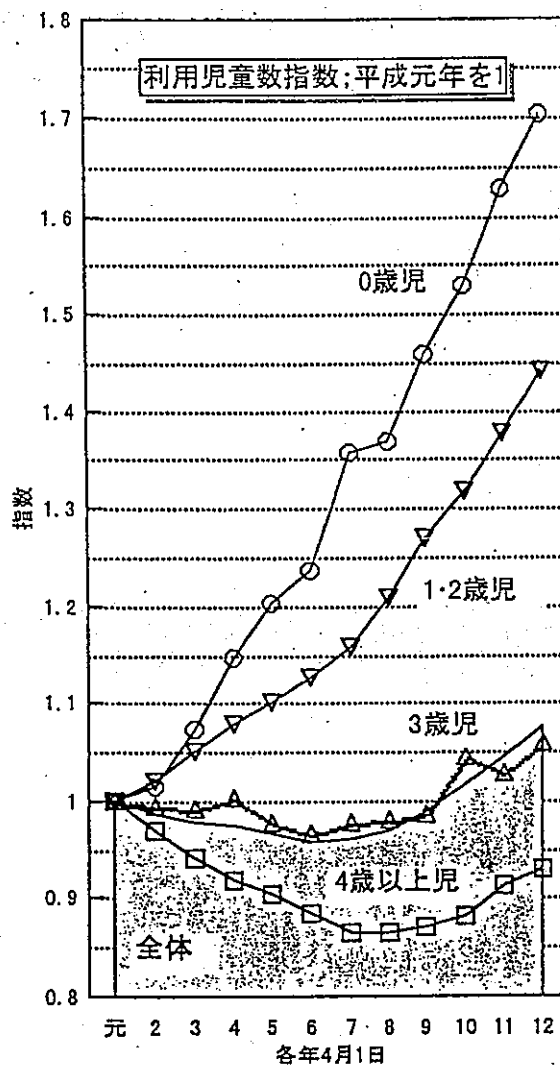
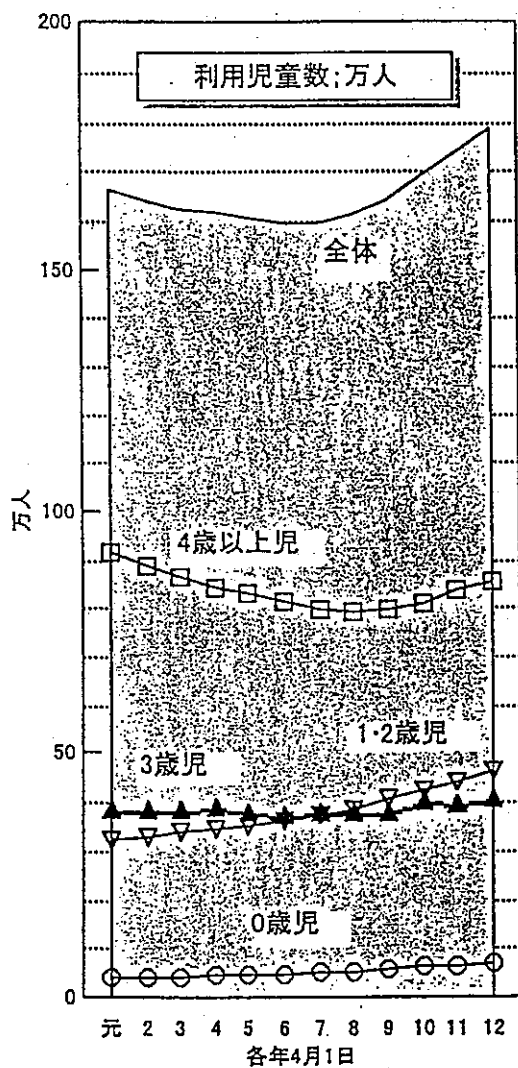
これを契機に保育所待機児のいる市町村で待機解消計画を策定

増大する保育需要

○保育所利用児童数の推移

[左のグラフ] 平成7年以降の利用児童数の実数の増傾向

[右のグラフ] 平成元年以降の低年齢児の利用の相当な増傾向



○保育所待機児数は、3万3千人

保育所待機児……共働き等の家庭の児童(=保育に欠ける児童)で、保育所利用を希望しているが、希望の保育所に空きがなくて利用できない者

保育サービスの需給・待機の状況(平成12年4月1日)

1. 保育所利用児童数

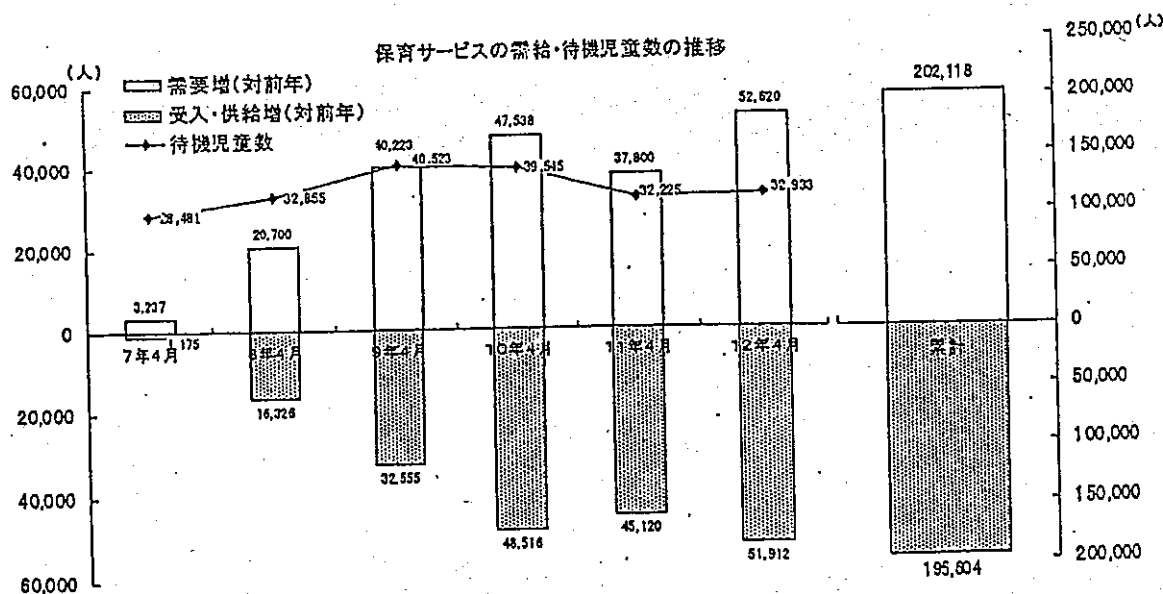
平成12年4月1日の保育所利用児童数は、178万8千人
これは、前年同日(173万6千人)から5万2千人(3.0%)増

2. 待機児童数

平成12年4月1日の待機児童数は、3万3千人
これは、前年同日(3万2千人)から7百人(2.2%)増

前回(平成11年4月1日現在)調査に関しては、一部の地方公共団体から、待機児童数から追加受入可能児童数(一部の保育所での定員と現員との差)を引いた数を「待機児童数」として報告があり、これをもとに全体集計。今回の調査ではそれを是正。

この差異がないならば、待機児童数は、前年同日から1百人(0.4%)の増。



3. 待機児童の地域的状況

都市部に待機児童が比較的多く、首都圏(埼玉、東京、神奈川)、近畿圏(大阪、兵庫)の5都府県(政令指定都市・中核市含む)で見ると、全待機児童の62.0%に当たる2万419人の待機児童がいる。

保育所入所待機児童数の多い市区からのヒアリング結果について

地方公共団体における待機児童解消に向けての取組の促進を図るため、待機児童150人以上の57市区（12年4月1日現在、別紙参照）を対象に、待機児童の現状及び11年度の少子化対策臨時特例交付金申請時に各市区が策定した待機児童解消計画の進捗状況について、厚生労働省においてヒアリングを実施した。（13年4月）

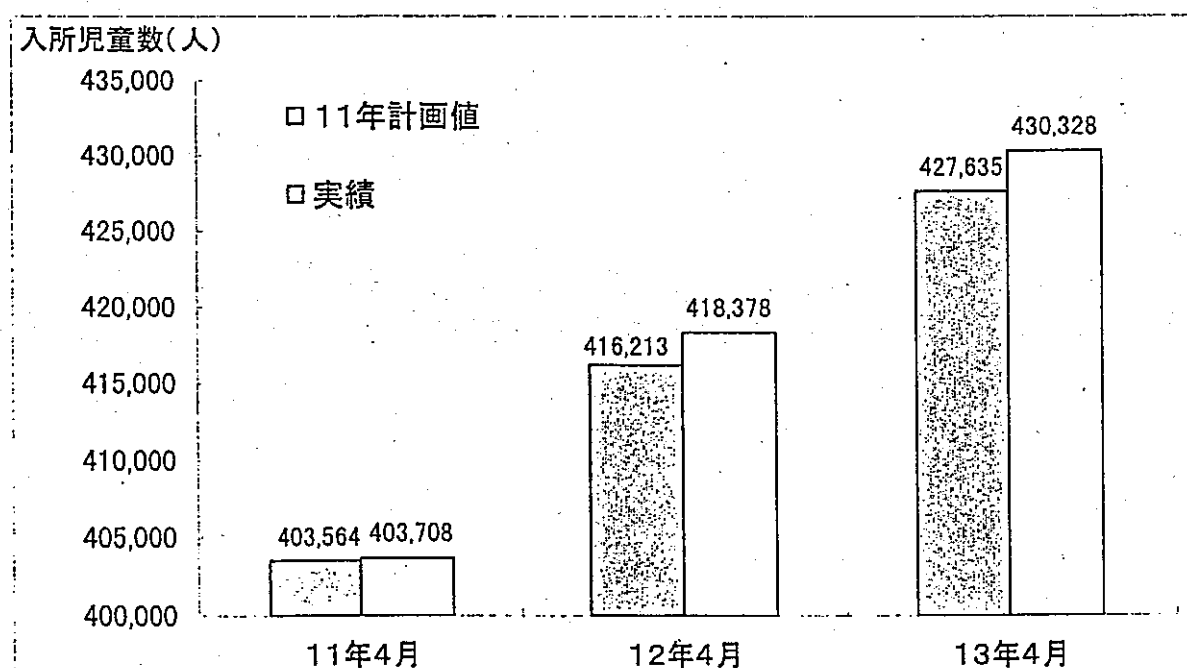
57市区の進捗状況等の集計結果は次の通り。

[入所児童数]

13年4月の入所児童数の実績は、11年度に策定した待機児童解消計画の計画値を達成し、計画に対する進捗率は100.6%となっている。

入所児童数の増加は、社会福祉施設整備費や少子化対策臨時特例交付金を活用した定員増、及びいわゆる定員の弾力化（設備・人員配置基準の範囲内での定員超過入所）が大きく寄与している。

図1 入所児童数の推移



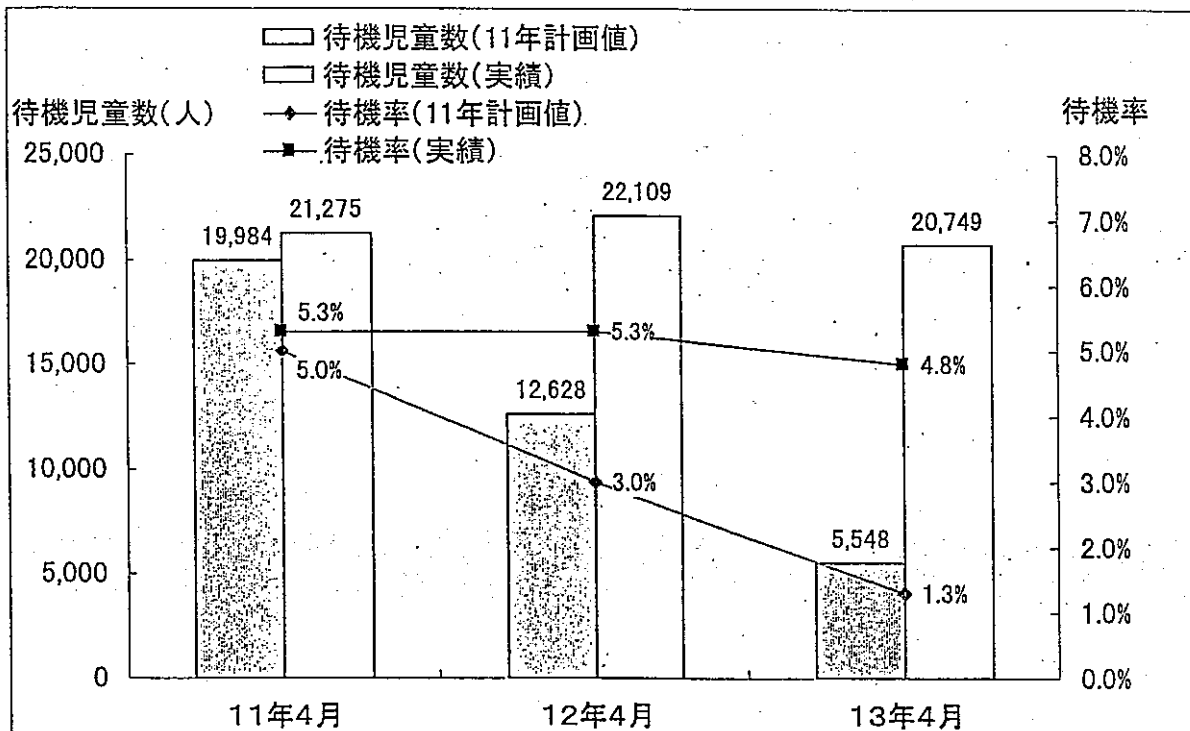
(注) 速報値につき、計数の修正がありえる。

[待機児童数・待機率]

13年4月の待機児童数の実績は、入所児童数が前年より1万2千人増加したものの、保育需要の著しい増加により、待機児童解消計画における計画値までの解消を達成できなかった。

入所児童数に対する待機児童数の割合を示す待機率は4.8%で、前年から0.5ポイント低下している。

図2 待機児童数・待機率の推移



(注) 速報値につき、計数の修正がありえる。

[待機児童・保護者の状況] (注) 次の状況は重複がありえる。

待機児童・保護者について、次のような状況が見られた。

- ・ 付近に入所可能な保育所があっても第1希望の保育所に入所するために待機している者は4割弱。
- ・ 保育所入所申込の理由として求職活動をあげる者は4割。
- ・ 地方単独事業（いわゆる保育室・保育ママ等）を利用している者は1割。

(注1) 「待機児童」は、保育所入所申込書が市区町村に提出され、かつ、入所要件に該当しているものであって、現に保育所に入所していない児童と定義している。

なお、保護者が求職中である者や、地方単独事業（いわゆる保育室・保育ママ等）を利用しつつ保育所入所を希望する者についても「待機児童」の対象になりうる。

(注2) ヒアリングを実施した57市区の12年4月の待機児童数の合計は22,109人であり、全国の待機児童数に占める割合は65%である。

(注3) ヒアリングを実施した結果、一部の市において「保護者が求職中の場合」の取り扱い等が国の待機児童調査の定義と異なっていたため、11年4月及び12年4月の実績を補正している。

保育所設置に係る多様な主体の認可状況等について

—平成12年3月の規制緩和措置の効果—

都市部を中心とした保育所入所待機児童の問題への対応等のため、平成12年3月に保育所に係る規制緩和として、①設置主体制限の撤廃、②定員規模要件の引下げ、③資産要件の緩和を行った。平成13年4月1日時点の規制緩和の効果は次のとおり。

① 社会福祉法人以外の多様な主体による保育所の認可状況

社団・財団法人	学校法人	宗教法人	NPO	有限・株式会社	個人	合計
1	6	6	3	6	5	27

(注) うち認可外保育施設からの移行 15件

(注) 27件の他に、公立保育所を株式会社へ委託した例が1件あり

② 定員20人以上30人未満の保育所の認可状況

社団・財団法人	学校法人	宗教法人	NPO	有限・株式会社	個人	市町村(届出)	社福福祉法人	合計
0	0	0	1	2	2	2	8	15

(注) うち認可外保育施設からの移行 9件

③ 資産要件緩和による保育所の認可状況

	社団・財団法人	学校法人	宗教法人	NPO	有限・株式会社	個人	社会福祉法人	合計
土地	0	2	0	3	4	1	12	22
建物	0	1	1	3	4	2	7	18

(注) うち認可外保育施設からの移行 土地 10件、建物 9件

④ ①～③による保育所の認可状況(重複分除く)

認可外保育施設からの移行	創設	設置主体の変更等	合計
23	17	10	50

※ 平成12年度における全認可件数は191件

保育所に係る第三者評価の実施について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

- 1 公正な第三者による保育サービス評価の目的
 - ・ 各事業者によるサービスの質の向上に係る取組みを促進する。
 - ・ 利用者が保育内容を十分把握できるようにする。
- 2 保育所に係る第三者評価基準策定の背景
 - ・ 平成10年、児童福祉法において、保育所の地域住民に対する情報提供に関する努力義務が規定。
 - ・ 昨年、社会福祉法第75条に社会福祉事業者の利用者に対する情報提供に係る努力義務が、第78条に福祉サービス評価に係る努力義務が規定。
- 3 保育所の第三者評価のイメージ
 - (1) 評価の対象（柱立て）
 - ア 利用者を尊重した保育サービス
 - イ 子どもの心身の発達援助
 - ウ 保護者等に対する子育て支援・相談支援
 - エ 地域との連携
 - (2) 評価結果の公表
 - ・ 評価結果は、インターネット等を通じて公表。
 - (3) 評価の実施体制
検討中
- 4 検討スケジュール
 - (1) 平成12年度
 - ・ 検討委員会（学識経験者、サービス提供者、利用者12人）を設置、開催。
 - ・ 評価基準素案による試行事業を実施。（全国15地区で実施）
 - (2) 平成13年度
 - ・ 公正な評価調査者の養成研修の実施。（東京、大阪で8月下旬に実施予定）
 - ・ 評価基準素案による試行事業を全都道府県に拡大。（9月～11月頃）
 - ・ 検討委員会最終報告。
 - (3) 平成14年度
 - ・ 順次実施。

※ 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院についても、第三者評価の実施について検討中。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の概要等

1 事業の概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

* 生活の場とは

放課後児童クラブの実施基準（児童福祉法施行令）では、「衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない。」とし、事業実施者において小学校低学年の児童が家庭でどのように過ごすか、例えば、おやつを食べるとか休息するといったことを想定し事業の実施場所を設定するべきものとされている。

2 根 拠

児童福祉法第6条の2第7項

3 実施主体

市町村、社会福祉法人その他の者

4 実施場所

児童館、学校の余裕教室、団地の集会室など

5 国庫補助等

利用児童数、開設日数、開設時間に応じ、事業費に対し定額補助（保護者の一部負担あり）

負担割合 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

指定都市・中核市にあっては国1/3、市2/3

新エンゼルプランに基づき実施か所数を増

平成12年度

平成16年度

9,500か所

→

11,500か所

〔平成13年度予算 → 平成14年度概算要求〕
59.9億円 10,000か所 → 70.8億円 10,800か所

* いわゆる学童保育は、児童福祉法上の放課後児童健全育成事業である。

「i-子育てネット」について

1. 本ネットは、全国の保育所情報（名称、所在地、利用人員、利用時間等）、子育て支援情報、児童虐待関連情報、SIDSの予防等広範な子育て関連情報をインターネットで提供することにより育児支援の一助とするものである。
2. 本ネットで提供される具体的情報は、
 - (1) 保育所情報
 - ・ 全国の約2万2千か所の保育所情報
 - ・ 保育所の受入可能状況の他、延長保育、休日保育、一時保育等の実施状況
 - ・ 保育所の所在地を地図から確認でき、交通手段、最寄りの駅、所要時間等を確認することが可能
 - ・ 情報は、各保育所から最新情報に更新が可能。
 - (2) 都道府県、市町村の行政情報
 - ・ 都道府県は、子育て支援に関する情報を提供（地方版エンゼルプラン等）
 - ・ 市町村は、保育所の入所手続き、保育料等の情報を提供
 - (3) 子育て関連情報
 - ・ 待機児童マップ
 - ・ よい保育施設の選び方 十か条 等
 - ・ 児童虐待関連情報（児童相談所の名簿等）
 - ・ 乳幼児突然死症候群（SIDS）関連情報
 - ・ 母乳とダイオキシンの情報
 - (4) その他
 - ・ 余裕教室を活用した保育所の実践情報 等
 - ・ 子育ての悩みや子どもの健康等子育て全般に関する情報交換の場（フォーラム）の提供
3. 本ネットは、24時間オープンされているので、昼間余裕がなくても夜間に保育所に関する情報を入手することができるのと同時に、子育てに関する各種情報を入手することができることとなる。
4. 運営主体 財団法人 こども未来財団
5. アドレス : <http://www.i-kosodate.net/>

ファミリー・サポート・センター事業の概要

急な残業の際など、既存の体制では応じきれない変動的、変則的な保育ニーズに対応するため、地域における育児に関する相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター（地域において援助を行う者と援助を受けたい者からなる会員組織）を設置する市区町村に対して、平成6年度から経費の援助（補助率1/2）を行っている。平成12年度からは、高齢者等に関する軽易な介護等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターを設置する市区町村に対しても経費の援助を行っている。

1 ファミリー・サポート・センターの設立基準

(1) 人口の基準

原則として、5万人以上の市町村であること。

ただし、それ以外の市町村でも、女性の就業及び世帯の状況等を考慮し、事業のニーズ及び会員の確保が見込まれる場合や複数の市町村が共同で実施する場合には設立できること。

(2) 会員数の基準

原則として、会員数が300人以上であること。

ただし、設立後、会員数が300人以上となることが見込まれる場合にも設立できること。

2 相互援助活動の例

(1) 育児に関する援助活動の例

- ・急な残業の場合に子供を預かる。
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子供を預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子供の学校行事の際、子供を預かる。

(2) 高齢者等に対する軽易な介護等に関する援助活動の例

- ・高齢者等の食事の準備や後片づけを行う。
- ・高齢者等の部屋の掃除や衣類の洗濯を行う。
- ・高齢者等の通院や買い物に付き添う。